

まえばし環境家族実施関連業務 公募型プロポーザル実施要領

まえばし環境家族実施関連業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

この業務は、本市が実施する「まえばし環境家族」事業全体のコーディネートを行うものとし、市内の子ども（小学生）に対する環境教育と、当該子どもを介して家族全員で環境問題に取り組む流れを生み出し、参加者全員が能動的に環境保全に意識を向けるきっかけとすることを目的とします。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名

まえばし環境家族実施関連業務

(2) 業務内容

- ①取組用紙の作成
- ②記念品の作成
- ③コンプリート賞の作成

詳細については、別紙の仕様書を確認してください。

3 予算額

1, 294, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結日翌日から令和7年12月22日まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できる者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：イベント・企画・デザイン・制作」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案の募集に係る公告の日から受託候補者の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置く者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和7年5月 1日（木）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年5月 1日（木）
質問受付期間	令和7年5月 1日（木）～令和7年5月9日（金）
質問への回答期限	令和7年5月13日（火）
提出書類受付期限	令和7年5月20日（火）必着（電子メール提出）
審査委員会の実施	令和7年5月21日（水）予定
審査結果通知書の発送	令和7年5月 下旬 予定
契約締結、業務開始	令和7年6月 2日（月）予定

7 質問受付及び回答

受付期間	令和7年5月1日（木）から令和7年5月9日（金）12時まで
質問様式	別紙、質問書様式（様式2）
提出方法	メール ※2営業日以内にメール受領の返信がない場合は、電話で連絡してください。
提出先	下記「13 提出先」に明記
回答方法	5月13日（火）までに、応募のあった全ての事業者にもメールで回答するとともに、ホームページに掲載します。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たす者でこのプロポーザルに応募するものは、次のとおり、応募申請書及び企画提案書を提出してください。

(1) 応募申請書類について

①受付期間 令和7年5月1日(木)から**令和7年5月20日(火)**15時まで(必着)

②提出方法 メール

※2営業日以内にメール受領の返信がない場合は、電話で連絡してください。

③申請書類

次の書類を一式ご用意ください。

(ア) 応募申請書 (様式1)

(イ) 企画提案書 (様式自由 ※ただし、A4横版で作成すること。)

(ウ) 企画提案に係る見積書 (様式自由)

(エ) 会社概要(パンフレット、企業概要等)

(オ) 関連業務の実績をまとめた資料

※上記の提出書類のほかに、審査、選考上、必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類の取扱い

①記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

②提出書類の返却

提出された書類は、返却しませんので、ご了承ください。

③費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤資料の取扱い

公募者が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的では使用しません。また、この検討の目的の範囲内であっても、公募者の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することはしません。

9 審査

企画提案に関する書類について選定審査委員会による審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、当該委員が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、当該評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(2) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書に基づく運営が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。
なお、次に該当する応募は、失格とします。
 - ・資格要件を欠くもの
 - ・提出書類に虚偽の記載があったもの
 - ・見積金額が「3 予算額」に記載の予算上限額を超えるもの
 - ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
 - ・複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したもの
 - ・その他選定に係る不正行為があったもの
 - ・この実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しないもの。
 - ・ほかの提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合

(4) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 契約候補者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、このプロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての提案者に文書により通知するとともに、ホームページにおいて公表します。時期は、令和7年6月上旬を予定しています。

(6) その他留意事項

- ① 応募団体に関する実地調査
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ② 選定審査委員との接触
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ③ 提案の辞退
企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査委員会前日の正午（午後0時）までに、辞退届（様式自由）を前橋市環境政策課にメールにより提出してください。

- (1) 企画提案書は、あくまでも調達先を選定するための資料であり、提案書自体がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、優先交渉者との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は、本市に帰属します。

11 その他

- (1) 応募提出書類に係る事項
 - ① 提出された企画提案書等は、契約候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
 - ② 企画提案は、1 提案者につき1点とする。
 - ③ この公募手続において用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。
- (2) 費用について
企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とします。

12 別添資料等

- (1) まえばし環境家族実施関連業務公募仕様書
- (2) 応募申請書（様式1）
- (3) 質問票（様式2）
- (4) 事業者選定審査委員会設置要綱
- (5) 参考資料①昨年度の取組用紙デザイン PDF データ
- (6) 参考資料②取組用紙デザインに係る必要記載事項一覧
- (7) 参加資料③過去の参加記念品一覧

13 提出先・問合せ先

〒371-8601
前橋市大手町二丁目12-1
前橋市環境部環境政策課
電話 027-898-6292
Mail kankyou@city.maebashi.gunma.jp